

店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)約款・規定集

店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)約款	…	P2
マネックス証券の勧誘方針について	…	P8
個人情報の保護に関する基本方針	…	P9
保有個人データの開示等の求めに応じる手続について	…	P12
反社会的勢力に対する基本方針	…	P13
お客様に交付する書面等の電磁的方法による交付に係る取扱規定	…	P14

この約款・規定集には、店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)に適用される約款のほか、マネックス証券における投資勧誘方針、お客様情報の取扱いに関する基本方針等重要な事項が記載されておりますので、ご確認いただきますよう、お願いいたします。

店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)約款

第1条(本約款の目的)

この店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)約款(以下「本約款」といいます。)は、お客様とマネックス証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間で行う店頭外国為替証拠金取引および当社がお客様に提供するサービス等に係る権利義務関係を、明確に定めることを目的とするものです。お客様は取引を行うにあたり、「店頭外国為替証拠金取引説明書」および本約款に掲げる条項を承諾し、また、店頭外国為替証拠金取引(以下「本取引」といいます。)の仕組みおよびリスクを十分にご理解した上で、自らの判断と責任において、本取引を行うものとします。さらに、お客様および当社は、本取引を行うにあたり、本約款のほか関係法令諸規則および当社が定める規定等を遵守するものとします。

第2条(取引の仕組み)

1. お客様が本約款に基づいて行う店頭外国為替証拠金取引(本取引)とは、お客様が当社に当社所定の証拠金を預託して、証拠金を担保として行う外国為替取引をいいます。また、外国為替取引とは、通貨間(円貨と外国通貨または外国通貨相互。以下、取引が行われる二通貨を「通貨ペア」といいます。)の売買取引をいいます。
2. 本取引は、お客様がインターネットを通じて当社が使用するサーバーにアクセスし、当社がサーバー上で提供する電子的取引システム(以下、「取引システム」といいます。)を利用して取引する方法により行われることとします。
3. 損益は、円貨または当社の指定する外貨にてお客様の取引口座に計上されるものとします。

第3条(取引口座)

1. 証拠金および決済等、本取引に関するすべての金銭の授受および残高等の管理は、お客様が当社に開設する店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)口座(以下「本取引口座」といいます。)により行われるものとします。
 2. お客様は、当社所定の申込書を提出することにより、本取引口座の開設を申込みます。本取引口座の開設にあたっては、お客様は本人確認書類に記載されているものと同一の住所・氏名を使用するものとします。
 3. お客様の本取引口座開設にあたっては、当社の規定に従って審査を行い、審査結果次第ではお客様の口座開設をお断りする場合があります。なお、審査の結果、本取引口座の開設が出来ないと当社が判断した場合の理由は一切開示しないものとします。
 4. お客様は、次に掲げる各号すべてに該当する場合に、本取引口座の開設が出来るものとします。
 - (1) 日本国内に居住し、年齢が満20歳以上、かつ民法に定める制限能力者ではない個人、または、日本国内において、本店または支店が登記されている法人であること
 - (2) 本約款および当社の定める本取引に関する規則等に同意いただけること
 - (3) 取引に内在するリスクを十分に理解し、ご自身の責任と判断において本取引を利用いただけること
 - (4) 当社よりお客様への、電子メールおよび電話での連絡が確実にとれること
 - (5) 当社から交付された日本語による取引報告書その他の書面の記載内容が理解できること、および日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に全く支障がないこと
 - (6) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める「疑わしい取引」を行おうとする者ではないと見なされること
 - (7) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等またはこれらに準ずるもの、またはこれらであったものではないと見なされること
 - (8) 以下の行為を行う恐れがないこと
 - ① 第7号に掲げるものと標榜する行為
 - ② 名誉または信用を毀損する行為
 - ③ 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為
 - ④ 業務を妨害する行為
 - ⑤ 違法行為または法的な責任を超えた不当要求行為
 - (9) その他当社が定める要件を満たすこと
5. お客様が本取引口座から出金し、資金を受け取る際のお客様の銀行等金融機関の口座は、あらかじめ当社にお届けの本人名義の日本国内所在の金融機関口座に限るものとします。

第4条(本取引の種類等)

1. 本取引において取扱う通貨および取引の種類は、当社が定めるものとします。
2. 本取引における決済は、各通貨ペアにおける売越しまたは買越し(以下「ポジション」といいます。)につき、反対売買を行い、損益金の差額のみを決済する差金決済の方法、または取引対象通貨を現物受渡し決済する方法によるものとします。

第5条(取引日および時間)

1. お客様が本取引をご利用が可能な日および時間は、当社が定めるものとし、また当社が必要と認める場合、取引日および取引時間を変更できるものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は、回線および機器の障害(以下「システム障害」といいます。)または当社がやむを得ないと判断した事由により、予告することなくサービスの一部または全部の提供を、一時的に停止または中止することができるものとします。

第6条(取引注文の受付)

1. 当社は、お客様の注文をインターネット上の本取引に係るサイトからのみ受注し、システム障害が発生した場合も含めて、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法による受注は、当社が必要と認める場合を除き、行わないものとします。
2. お客様が当社との間で行う本取引におけるお客様の注文は、お客様が入力した口座番号とパスワードの組み合わせが、当社の管理する口座番号とパスワードの組み合わせと一致し、本人認証がとれた場合に限り行うことができるものとします。ただし、当社が必要と認める場合、当社の定める方法により、本人認証を行うことができるものとします。

- お客様の本取引の売買注文は、当社がお客様の注文内容を受信した時点をもって注文の受付とします。
- お客様のシステムの入力間違い等錯誤により約定した売買注文については、当社は一切責任を負わないものとします。また、本取引に係る売買注文の内容等に関して、お客様と当社との間で疑義が生じた場合は、お客様が入力されたデータの記録内容をもって処理するものとします。

第7条(売買注文の有効期限)

本取引の売買注文の有効期限は、当社が定めるところによるものとします。

第8条(売買注文)

お客様が本取引において売買注文を行うときは、次に掲げる事項を当社に明示するものとします。

- 通貨ペアの種類
- 新規取引又は決済取引の別
- 売付取引又は買付取引の別
- 注文数量
- 執行条件
- 指値・逆指値注文の場合は価格
- 有効期限

第9条(取引等の数量)

お客様が本取引において取引可能な取引数量および建玉数は、お客様から預託されている証拠金の額等に従って当社が定める範囲とします。

第10条(売買注文の執行)

- 当社が受け付けたお客様の本取引の売買注文が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当社が必要と認めるものを除き、当社はおお客様の当該売買注文を執行しないものとします。
 - お客様の本取引口座に預入れた証拠金額が、当該注文の執行により不足する場合
 - お客様の売買注文の内容が、本約款または当社が定める本取引に関する規則もしくは法令等に違反する場合
 - 何らかの理由で市場価格に基づかない価格により約定した場合
 - その他お客様の取引を成立させるのが適当でないと当社が判断した場合
- お客様が行った売買注文の取消もしくは注文内容の訂正は、当該注文が未約定の場合にのみ行うことができるものとし、約定後の取消もしくは訂正をすることはできません。
- お客様の注文が、口頭もしくは取引システムにおいて当社が提示する価格等の誤表示に基づくものであると合理的に判断される場合には、当該約定が取消される場合があります。

第11条(取引報告書の交付)

- お客様が、本取引を成立させたときおよび本取引口座に建玉または証拠金の残高を保有している場合は、金融商品取引法第37条の4第1項の規定に基づき、遅滞なく、取引内容および残高に係る書面(以下「取引報告書等」といいます。)をお客様に交付いたします。お客様が取引報告書等を受領されたときは、速やかにその内容をご確認ください。
- 前項にもかかわらず、お客様が本取引口座の開設を申込み際または本取引口座の開設後に、報告書等の書面の電子交付に同意いただいた場合には、取引報告書等の交付は、金融商品取引法第34条の2第4項の規定等に基づき、電磁的な方法により行うものとします。この場合、当社は原則として、取引報告書等の書面による交付を行わないものとします。

第12条(取引手数料等)

- お客様は、お客様が本取引で売買注文を約定した場合、当社が別途定める取引手数料その他の諸経費を支払うものとします。
- 取引手数料等は、当社の判断により変更することができるものとします。

第13条(証拠金)

- お客様は、本取引の売買注文に先立って、取引によって生じるお客様の一切の債務を担保するために、当社に対して、法令に基づき当社が定める証拠金の料率により算出される証拠金の額以上の金銭を、当社の定める方法により取引口座に預託するものとします。
- お客様は、保有の建玉を維持する場合、当社に預入れている証拠金と、お客様の建玉に係る評価損益、スワップ損益の合計額から、決済に係る手数料と新規建玉必要証拠金を控除した金額(以下「実効証拠金」といいます。)が、第15条に定める自動ロスカットの基準額以下とならないように、証拠金の額を維持するものとします。
また、営業日ごとの一定の時刻における証拠金維持率($(\text{実効証拠金} \div \text{建玉必要証拠金}) \times 100$)判定時に、法令に基づき当社の定める証拠金維持率を下回らないように、証拠金の額を維持するものとします。
ただし、法人のお客様のお取引については証拠金維持率判定の対象外とします。
- 証拠金は、当社が特に認める場合を除き、日本円、米国ドルおよびユーロの通貨をもって預入れるものとします。
- お客様からお預かりする証拠金は、当社の預り金として別途定める方法により、当社の固有財産とは区分して管理します。
- お客様からお預かりする証拠金には、付利しないものとします。
- 当社は、外国為替市場の環境の変化等により、お客様が預託する証拠金の料率または証拠金の計算方式を変更できるものとします。また、証拠金の料率変更または証拠金の計算方式変更を実施したときは、変更実施以前の取引で建てられた未決済建玉および未約定の新規注文に対しても適用されるものとします。

第14条(建玉の評価)

お客様の未決済建玉に発生する評価損益の計算基準となる価格は、次のいずれかとします。

- 第21条第1項に規定する当社の提示レートのうち、買建玉はBid(お客様の売値)、売建玉はOffer(お客様の買値)
- 買建玉、売建玉にかかわらずBid(お客様の売値)と Offer(お客様の買値)の中間値

第15条(自動ロスカット)

1. お客様の実効証拠金の額が、当社が定める基準額またはお客様が指定した証拠金維持率で算出される基準額以下となった場合、当社は当社の任意により、お客様の計算においてお客様の建玉の全部を反対売買する(これを以下「自動ロスカット」といいます。)ことにより決済することができるものとします。
2. 前項に定める反対売買において、成行注文で執行されたことによる約定価格およびその結果として確定したお客様の損失額について、当社はその責を負わないものとします。
3. 第1項の自動ロスカット執行の当社が定める基準(お客様が指定した場合を除く)は、当社の判断によって変更することができるものとします。
4. 第17条の規定は、第1項の反対売買により不足金が発生した場合においても適用されるものとします。

第16条(追加証拠金請求)

1. 本条項は個人のお客様のお取引についてのみ適用されます。
2. 営業日ごとの一定の時刻における証拠金維持率((実効証拠金÷建玉必要証拠金)×100)判定時に、法令に基づき当社の定める証拠金維持率に不足すると判定され、当社の定める期限までに当該不足額が解消されない場合、当社は当社の任意により、お客様の計算においてお客様の建玉の全部を反対売買することにより、強制的に決済します。
3. 前項に定める反対売買において、成行注文で執行されたことによる約定価格およびその結果として確定したお客様の損失額について、当社はその責を負わないものとします。
4. 第17条の規定は、第2項の反対売買により不足金が発生した場合においても適用されるものとします。

第17条(決済に伴う不足金)

お客様が建玉を決済したことにより差損金が生じた場合で、かつ当該差損金額が預入れている証拠金の額を上回り不足金が生じたときは、お客様は当社が定める日時までに金銭を充当し当該不足金を解消するものとします。

第18条(担保)

1. 当社は、本取引に係るお客様の債務の弁済を受けるまでは、証拠金を担保として留保することができるものとします。
2. 当社は、お客様が当社の指定した日までに債務を弁済しない場合は、前項の規定により留保された金銭をもって当該債務の弁済に充当することができるものとします。この場合において、その充当につき不足が生じるときは、不足額についてお客様から追徴するものとします。

第19条(証拠金の返還)

1. お客様の預入れている証拠金の額が、当社が定める基準の額を超えている場合は、お客様は、当社が別途定める方法によりその超過額(以下、「出金可能額」といいます。)の全部または一部を返還請求することができるものとします。
2. お客様から証拠金の返還請求を受付けた後、出金可能額が返還請求額を下回った場合、当社は証拠金の返還を中止することができるものとします。

第20条(費用負担)

証拠金の預入れおよび返還に関して生ずる送金手数料その他の費用は、お客様の負担とします。

第21条(為替価格及びスワップポイント)

1. 本取引における為替価格およびスワップポイントは、市場実勢等に基づき、当社が定める為替価格(以下「提示価格」といいます。)およびスワップポイントが適用されるものとします。
2. 当社は、前項の提示価格を、Offer(お客様の買値)およびBid(お客様の売値)を同時に提示する方式で提示するものとします。
3. お客様は、逆指値による売買注文については、提示価格が指定の値段になった時点で成行注文として執行されることから、その時点の外国為替相場の状況によっては、実際の約定価格がお客様の指定した価格と同一にならない場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は1,000通貨から取引が始められ、一注文あたりの取引数量に応じてスプレッドが変わる仕組みを導入しております。

第22条(スワップポイントの受払い)

お客様がニューヨーク時間の午後5時においてポジションを保有する場合、当社が定める方法に従いスワップポイントの受け払いを行うものとします。

第23条(期限の利益の喪失)

1. お客様について、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社から通知・催告等がなくても、お客様は、当社に対する本取引に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を弁済するものとします。
 - (1) 支払の停止、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、会社整理または特別清算開始の申立があったとき
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて、仮差押、保全処分または差押の命令、通知が発送されたとき
 - (4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について、預入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始があったとき
 - (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由が生じたとき
 - (6) 当社に住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、お客様の所在が不明となったとき
 - (7) 心身機能の低下により本取引の継続が著しく困難または不可能になったとき
 - (8) 死亡したと当社が確認したとき
2. 次の各号のいずれかの事由が生じた場合、お客様は、当社の請求によって当社に対する本取引に係るお客様の債務の期限の利益を失い、直ちにその債務を弁済するものとします。

- (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき
- (2) お客様の当社に対する債務(但し、本取引に係る債務を除く)について預入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含む)の申立があったとき
- (3) お客様が本約款、その他当社が定める一切の取引規定等のいずれかに違反したとき
- (4) 前各号のほか当社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第24条(支払不能またはその恐れがある場合等における本取引)

1. お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、お客様への事前連絡やお客様の承諾を必要とすることなく、当社は任意に、お客様の本取引に係るすべての建玉につき、これを決済するために必要な反対売買を、お客様の計算において行うことができるものとします。
2. お客様が前条第2項第(1)号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は任意に、お客様への事前通知やお客様の承諾を必要とすることなく、当該遅滞に係るお客様の本取引に係るすべての建玉を決済するために必要な反対売買を、お客様の計算において行うことができるものとします。
3. お客様が前条第2項各号のいずれかに該当し、当社から請求があった場合には、当社の指定する日時までに、お客様が本取引口座を通じて行っているすべての本取引に係る建玉を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。
4. 前項に定める日時までに、お客様が反対売買の注文を行わないときは、当社が任意に、お客様の計算において、決済に必要な反対売買等を行うことができるものとします。
5. 前各項の反対売買等を行った結果、損失が生じた場合には、お客様は当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第25条(差引計算)

1. 当社との一切の取引において、期限の到来、第23条に定める期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の本取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり証拠金その他の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
3. 前項により差引計算を行う場合、債権・債務の利息、損害金等の計算についてはその期間の計算実行の日までとし、債権・債務の利率については当社が定める利率によるものとします。また、差引計算を行う場合、債権および債務の支払通貨が異なるときに適用する通貨については、円貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算する場合は、当社の指定する為替価格によるものとします。

第26条(担保物の処分)

1. お客様が本取引に基づき当社に預入れる証拠金その他の担保は、すべてお客様が本取引に関連して当社に対して負担する債務を共通に担保することといたします。
2. お客様が本取引に関し当社に対する債務を履行しなかった場合には、当社が占有しているお客様の証拠金その他の担保等を当社の任意で処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われるものとします。
3. 当該弁済充当を行った結果、なお残債務がある場合には、お客様は直ちに弁済を行うものとします。

第27条(充当の指定)

債務の弁済または第25条の差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により充当するものとします。

第28条(遅延損害金の支払い)

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日(当該日を含む)まで、年利率14%(1年を365日として日割り計算)の割合による遅延損害金を、お客様が支払うものとします。

第29条(債権譲渡等の禁止)

お客様が当社に対して有する債権は、当社の書面による同意なしに、これを他に譲渡または質入れ、その他処分をすることはできないものとします。

第30条(届出・報告)

1. お客様が当社に届け出た氏名、住所その他の事項に変更があったときは、直ちに当社に対し書面または当社が指定した方法をもって届出を行うものとします。
2. お客様は、第23条第1項各号((6)号と(8)号を除きます)および第2項(2)号(4)号のいずれかの事由が生じたときは、当社に対し遅滞なくその旨の届出を行うものとします。
3. お客様が本口座の他に当社に開設する取引口座がある場合、第1項による届出をもって、当社に開設する他の取引口座における届出があったものとみなすことができるものとします。

第31条(電子的取引システムのサービスの範囲)

1. お客様が本取引を当社が提供する電子的取引システム(取引システム)を利用して行う場合、お客様は、取引システムによる取引に適した端末機器、モデム、ソフトウェアその他インターネット接続および取引システムの利用に必要な環境をお客様の責任で準備頂くものとします。また、取引システムの全体または一部分を、コピー、改造、リバース、エンジニアリング、デコンパイル、ディスアセンブル、又は変更しないことにご同意いただきます。
2. お客様が取引システムを利用できる時間は、別途当社が定める時間とします。なお、利用時間はお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
3. 当社は、公的機関からの命令・指導や経済情勢、その他合理的な事情があった場合、あるいは当社がお客様による取引システムの利用を不適当と認めた場合には、当社の判断により本取引を制限することができるものとします。

4. 当社が行うシステム保守および改良等のサーバーメンテナンス等により、一部および全部の機能が利用できなくなる場合があります。
5. その他、当社がお客様に提供する取引システムのサービスの範囲は、別途当社が定める範囲とします。

第32条(書面の電子交付)

1. 第11条第2項に定める報告書等の書面の電子交付に同意いただいた場合、お客様は、電子交付の利用にあたって、電子交付を受けられる通信機器、通信回線および閲覧環境等を用意するものとします。
2. 書面の電子交付とは、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当社のホームページ上のお客様ページ(第34条に定める口座番号、パスワード入力後に記載されるお客様の特定のページをいいます。)に記載事項を記録し、お客様による閲覧を可能とすることを以って書面交付に代える交付方法をいいます。
3. 電子交付の対象書面は、金融商品取引法等に定められている書面、および本取引に関して当社が提供するその他の書面のうち、当社が定める以下の書面とします。
 - (1) 取引報告書及び残高報告書兼入金確認書
 - (2) 契約締結前交付書面(「店頭外国為替証拠金取引説明書」など)
 - (3) 確認書
 - (4) その他当社が定め、当社ホームページ上に掲げるもの
4. 当社は、お客様に予告することなく、法令に反しない範囲で書面の電子交付の方法を変更することができるものとします。これによって生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

第33条(書面の電子交付の利用停止)

1. 当社は次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客様への書面の電子交付を停止するものとします。
 - (1) お客様の本取引における本取引口座が解約された場合
 - (2) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合
2. 書面の電子交付の利用が停止された場合、お客様は既に電子交付を行った記載事項は閲覧できなくなります。

第34条(口座番号およびパスワードの発行)

1. 当社は、本取引口座を開設したお客様に口座番号およびパスワード(取引システムをご利用する時に使用します)を設定します。
2. お客様は、口座番号とパスワードの管理を自己の責任をもって行うものとします。口座番号およびパスワードを使用できるのはお客様ご本人のみとし、これらを他人に貸与もしくは譲渡することはできないものとします。
3. 本取引において、口座番号とパスワード(取引システムをご利用する時のみ)が当社に登録されているものと一致した場合、これに基づいて行われた取引についての責任は、すべてお客様が負うものとします。

第35条(提供情報等の利用)

1. 当社がお客様に提供する市場情報その他のサービスを利用して知ることになった情報または資料(以下「投資情報等」といいます。)に関する著作権その他の権利はすべて当社、または当社の関連会社、その他情報提供者に帰属し、お客様はこれらの情報を当社に無断で第三者に提供または開示することはできないものとします。
2. 当社は、お客様に提供する投資情報等の正確性、信頼性について保証をするものではなく、情報提供の遅延や中断等、あるいはお客様は投資情報等を利用したことまたは利用しなかったことにより生じた損害については、一切当社には責任がないことを承知した上で、本取引を行うものとします。

第36条(免責事項)

次に掲げる場合など、本取引において当社の故意または重大失によることなくお客様または第三者が被る損害または費用(以下、本条において「損害等」といいます。)については、当社はその責を負わないものとします。

- ① 天災地変、戦争、政変、同盟罷業、外国為替市場の混乱等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受が遅延または不可能になったことにより生じた損害等
- ② 外国為替市場の閉鎖もしくは規則の変更等の事由により、あるいは、国内の休日または当社の取扱時間外であるために、お客様の取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害等
- ③ 明白に誤りとして合理的に判断される等の事由により、当社の為替提示価格が市場実勢相場と大幅に乖離していること等が原因で、本取引の約定が取消となったことにより生じた損失
- ④ 電信、電話回線、インターネット、郵便等の通信手段における誤謬、遅滞等、当社の責に帰すことができない事由により生じた損害等
- ⑤ 本取引に関する一切のシステム障害により生じた損害等
- ⑥ お客様が本約款もしくは本取引の内容または取引方法について誤解または理解不足であったことにより生じた損害等
- ⑦ やむを得ない事由により、当社が本取引に係るサービスを停止または中止したことにより生じた損害等
- ⑧ その他当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害等

第37条(本取引の制限)

お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、お客様に通知することなく、お客様の取引を制限することがあります。当社は、制限の理由につき、開示できない場合があります。

- (1) お客様が本取引に係るサービスの利用において通常の範囲を逸脱し、過度の利用を行うものと当社が判断した場合
- (2) お客様の本人特定事項に疑義があるものと当社が判断した場合
- (3) 当社が、お客様の取引状況やお預り資産の状況等に鑑み、本取引に係るサービスの利用を制限することが適当であると判断した場合
- (4) 当社において、本取引以外の外国為替証拠金取引等をご利用いただいている場合において、当該取引において損失等が発生している場合
- (5) その他、お客様による本サービスの利用が不適当であるものと当社が判断した場合

第38条(本取引の解約)

- 次の各号のいずれかに該当したとき、または第23条の各号のいずれかに該当することとなったときは、お客様との間のすべての本取引は解除され、本取引口座も解約されます。なお、当社からお客様にその理由を開示しない場合があります。
 - お客様が本約款および「店頭外国為替証拠金取引説明書」ならびに当社が定める規則あるいは関係法令諸規則のいずれかに違反し、当社が本取引口座の解約を通告したとき
 - お客様が本約款および「店頭外国為替証拠金取引説明書」ならびに当社が定める規則あるいは関係法令諸規則等のいずれかの改訂・変更に関し、お客様の同意をいただかず、当社が本取引口座の解約を通告したとき
 - お客様が第3条第4項に定める口座開設基準を満たさなくなったと当社が判断したとき
 - お客様が本取引の解約の申出をしたとき
 - お客様から所定の期日までに本取引に係る必要な代金または料金等が支払われないとき
 - 前各号のほか、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合、その他やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合
 - お客様のお取引が、①端末機器、接続回線またはプログラムに不正な操作や改変を施して発注されたもの、②スキヤルピング取引等により、当社のサービス運営に負担を与えるおそれがあるもの、③その他の要因により、他のお客様の通常の取引に重大な影響を及ぼす可能性があるもの、と当社が判断した場合
- 前項の定めにかかわらず、解除する時においてお客様の本取引の建玉が残存する場合、またはお客様に当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、必要な範囲と期間において本約款が適用されるものとします。

第39条(政府機関等への報告等)

- 当社が、日本国ならびに諸外国の法令等に基づき政府機関等から、お客様に係る本取引の内容その他を報告することを求められた場合には、お客様は当社が当該報告をすることに異議を述べないものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成等に協力するものとします。
- 前項に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第40条(公租公課)

お客様は、本取引に係る公租公課をお客様自身の負担により支払うものとします。

第41条(サービス内容の変更)

当社は、お客様の事前の承諾なしに、本取引に関してお客様に提供するサービスの内容を変更することができるものとします。

第42条(本約款の変更)

本約款は、関連法令の変更もしくは監督官庁の指示、その他の事由により変更の必要が生じた場合に改定されることがあります。なお、改定の内容につき、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申入れがあった場合において、お客様が所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、当社は、本約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

第43条(準拠法・合意管轄)

- 本約款の準拠法は日本法とします。
- 本約款に関しお客様と当社との間で生ずる一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第44条(協議)

本約款に定めのない事項が生じた場合または本約款の履行もしくは解釈につき疑義を生じたときは、関係法令規則の定めるところにより処理し、これらに定めがない事項に関しては、双方誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

第45条(個人情報等の取扱い)

米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる金融機関を除きます。)

以上
(平成28年12月)

マネックス証券の勧誘方針について

当社は、金融商品等の勧誘を行う場合、「金融商品の販売等に関する法律」「金融商品取引法」及びその他関連諸法令・諸規則を遵守し、以下の「勧誘方針」に則り、適切な勧誘を行います。

1.お客様の意向と実情に適合した勧誘

当社は、お客様の氏名、住所、投資目的、資産の状況、投資経験等を十分に把握し、お客様の意向と実情に適合した勧誘に努めます。

2.勧誘の方法および時間帯

オンライン証券である当社の勧誘は、ホームページ、メールマガジンおよびダイレクトメール等の媒体を中心として行います。午後9時から翌日午前8時の間に、お客様に勧誘のための訪問、電話連絡を行うことはいたしません。

3.適切な投資情報の提供

当社は、お客様に適切な投資情報を提供し、お客様ご自身の判断と責任において安心してお取引いただけるよう、また、お客様が当社のホームページ等をご覧いただいた際に、記載内容を適切にご理解いただけるよう、ホームページ等の記載についてはあらかじめ内部管理部門において内容の確認を行います。メールマガジン、ダイレクトメールの記載内容も、同部門で確認します。

4.役員・従業員に対する研修

当社は、お客様に対して適切な勧誘が行なわれるよう、役員・従業員に対して必要に応じた社内研修を行います。当社の役員・従業員は、商品知識の習得、研さんに努めます。また、金融商品仲介業に伴い仲介業者に対しても、当社は、必要に応じた研修を実施します。

5.法令・諸規則の遵守

当社は、投資勧誘に当たっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、金融商品取引法及び関係法令・諸規則等を遵守します。

お取引や電話連絡等についてご要望、苦情等がございましたら、何なりとコールセンターまでご連絡ください。

以上
(平成 25 年 5 月)

個人情報の保護に関する基本方針

1. 個人情報保護宣言

マネックス証券株式会社(以下「当社」といいます。)は、お客様のご要望に応じた品質の高いサービスを提供するために、お客様からお預かりする情報ははじめさまざまな個人情報等を利用しています。

ここで、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものを指し、「個人情報等」とは、個人情報に個人番号を加えたもののことです。

このような個人情報等が適正に取り扱われない場合には、個人の権利や利益が保護されないことになるおそれがあるばかりでなく、個人情報等の有用性が損なわれることにもなりかねません。

当社は、個人情報等を適正に取り扱うことが、お客様をはじめとする個人の権利や利益を保護し、当社及び当社の事業活動に対するお客様や社会の信頼を確保するために重要な責務であることを深く自覚し、ここに当社の個人情報保護に関する考え方及び方針を明らかにし、宣言します。

- (1) 当社は、個人情報等の保護に関連する法令、諸規則その他の規範を遵守します。
- (2) 当社は、個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱いません(ただし、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除く)。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取り扱います。当社は、個人情報等の利用目的をインターネット上のホームページに常時掲載して公表し、必要に応じて書面、電子メールまたは電話その他の方法により通知します。
- (3) 当社は、お客様の個人情報等が正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報等の漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施してまいります。
- (4) 当社は、お客様の個人情報等の適正な取扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めてまいります。
- (5) 当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、個人情報等を適正に取り扱っていると認められる者を選定し、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。
- (6) 当社は、役員等に対し、教育、研修等を通じてこの宣言を周知徹底し、個人情報保護意識の向上を図るほか、個人データを取り扱わせるに当たり必要かつ適切な監督を行います。
- (7) 当社は、保有個人データについて、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加もしくは削除、利用の停止もしくは消去または第三者への提供の停止を求められたときは、「保有個人データの開示等の求めに応じる手続について」に掲載する方法により受け付けます。なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。
- (8) 当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。ご質問・ご意見・苦情は、次の個人情報取扱窓口までお申し出ください。

【マネックス証券株式会社 個人情報取扱窓口】

電話：0120-430-283(コールセンター)

受付時間：営業日の午前8時～午後5時

Eメール：feedback@monex.co.jp

- (9) 当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である下記協会に加入しております。下記協会では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会 個人情報相談室

電話：03-3667-8427 (<http://www.jsda.or.jp/privacy/>)

・一般社団法人 金融先物取引業協会 個人情報苦情相談室

電話：03-5280-0881

(<http://www.ffaj.or.jp/hogodantai/index.html>)

一般社団法人日本投資顧問業協会 事務局苦情相談室(個人情報担当)

電話：03-3663-0505(<http://www.jiaa.or.jp/privacy/authorization.html>)

- (10) 個人情報等の主な取得元および外部委託している主な業務については、次のとおりとなります。

【個人情報の主な取得元】

当社が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあります。

- ・口座開設申込書や実施するアンケート等にて、お客様に直接、記入していただいた情報
- ・会社四季報、役員四季報など市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報
- ・商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報(※当社コールセンターへのお客様からの電話通話につきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行っております。)

【外部委託をしている主な業務】

当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報等を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。

- ・お客様にお送りするための書面の印刷もしくは発送業務
- ・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務
- ・情報システムの運用・保守に関する業務
- ・金融商品仲介業務の委託
- ・業務に関する帳簿書類を保管する業務

2. 個人情報等の利用目的について

当社は、個人情報等を当社の事業のため、以下に掲げる利用目的の達成に必要な範囲において取り扱います。

- (1) 当社の事業内容
当社の事業内容は、以下に記載のとおりです。

- ① 金融商品取引業務(有価証券等の売買業務、有価証券等の売上の取次ぎ業務、有価証券等の引受け業務等)及びこれに付随する業務
 - ② 法律により金融商品取引業者である当社が所定の届出を行なうことにより営むことができる業務及びこれらに付随する業務
 - ③ 法律により金融商品取引業者である当社が所定の承認を受けることにより営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)
- (2) 個人情報の利用目的
- ① 金融その他の投資商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供
 - ② 当社の関連会社・提携先が取扱う金融その他の投資商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供・お取次ぎ
 - ③ その他商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供
 - ④ 当社の関連会社・提携先が取扱うその他商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供・お取次ぎ
 - ⑤ その他金融商品取引法その他の法律により金融商品取引業者が取扱うことができる商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供・お取次ぎ
 - ⑥ 上記各号に付随する商品・サービスのご提供
 - ⑦ 上記各号に掲げる商品・サービスをご利用いただく際のご本人確認、ご利用にあたっての適合性等の資格確認、その他の各種確認の実施
 - ⑧ 当社が広告・宣伝の委託を受けた第三者の商品・サービスのご案内・ウェブサイトのご紹介
 - ⑨ 上記各号に掲げる商品・サービスのご利用内容のご報告、その他お客様との事務手続業務の実施
 - ⑩ 上記各号の目的のために必要とされる契約ならびに法令等に基づく権利の行使や義務の履行
 - ⑪ 上記各号の目的のために必要とされる当社の事務手続き業務及び内部管理業務の実施
 - ⑫ 上記①～⑥に掲げる商品・サービスの改良及び新商品・サービスの開発
 - ⑬ 上記⑩を目的とした各種市場調査の実施及び結果の解析
 - ⑭ 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・届出事務」に限り利用いたします。

3. 個人情報等の適正な取得について

当社の個人情報等の取得方法その他の事項は、次のとおりです。

- (1) 当社は、偽りその他不正の手段により個人情報等を取扱いません。また、当社は、第三者から個人情報等を取扱するに際しては、ご本人様の利益を不当に侵害いたしません。
- (2) 当社は、第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法令遵守状況を確認するとともに、当該個人情報が適法に取得されたものであることを確認するものとします。当社は、個人情報等の不正取得等の不正な行為を行っている第三者から、その情報が漏えいされた個人情報等であることを知ったうえで情報を取得いたしません。
- (3) 当社が個人情報等を取扱する方法は以下のとおりです。
 - ① お客様に書面、またはインターネット経由で記入し、提供いただくことにより取得する方法
 - ② お客様に当社メールアドレスに送信いただくことにより取得する方法
 - ③ お客様より当社電話システムにお問合わせいただくことにより取得する方法
 - ④ お客様が当社電話システムでお問合わせされた際に、当社が記録する音声録音による方法
 - ⑤ お客様が当社ウェブサイトへアクセスされた際に当社が記録するログにより取得する方法
 - ⑥ お客様が当社で取引された際に取引情報等を取扱する方法
 - ⑦ 会社四季報、役員四季報など市販の書籍に記載された情報や新聞、インターネットで公表された情報を閲覧することで取得する方法
 - ⑧ その他、個人情報等の保護に関する関係諸法令、諸規則等に従い適正な方法により取得する方法

なお、当社においては、当社コールセンターへのお客様からの電話通話につきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行っております。

(4) 機微(センシティブ)情報について

当社は、政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報(以下「機微(センシティブ)情報」という。)については、法令等に基づく場合等を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとします。

4. 個人データの共同利用について

- (1) 個人データの共同利用
当社とマネックスグループ株式会社は、内部管理(内部統制・内部監査等)の目的のために二社共同で個人データを利用することがあります。
- (2) 共同利用の対象となる個人データの項目
氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、所属機関、役職、取引口座番号、取引履歴等の情報
- (3) 個人データの管理責任者の名称
マネックス証券株式会社
※個人番号について共同利用は行いません。個人番号は、法令で定められた範囲内でのみ取り扱います。

5. 保有個人データに関する利用目的その他の事項について

当社が個人情報取扱事業者として取扱う保有個人データに関する利用目的その他の事項は、次のとおりです。

- (1) すべての保有個人データの利用目的は、上記の「個人情報の利用目的について」のとおりです。
- (2) 保有個人データについて、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加もしくは削除、利用の停止もしくは消去または第三者への提供の停止の求めがあるときは、下記の「保有個人データの開示等の求めに応じる手続について」の方法により、これを受け付けます。
- (3) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出は、個人情報取扱窓口をお願いします。

【マネックス証券株式会社 個人情報取扱窓口】

電 話: 0120-430-283(コールセンター)

受付時間: 営業日の午前8時～午後5時

Eメール: feedback@monex.co.jp

- (4) 当社が加入する認定個人情報保護団体の名称及び同団体の苦情の解決の申出先は、下記のとおりです。
 - ① 認定個人情報保護団体の名称

日本証券業協会
苦情の解決の申出先
日本証券業協会 個人情報相談室 (<http://www.jsda.or.jp/>)
電話(03-3667-8427)

- ② 認定個人情報保護団体の名称
一般社団法人 金融先物取引業協会
苦情の解決の申出先 (金融先物取引業に係る個人情報の取扱いについての苦情・相談)
一般社団法人 金融先物取引業協会 個人情報苦情相談室 (<http://www.ffaj.or.jp/hogodantai/index.html>)
電話(03-5280-0881)
- ③ 認定個人情報保護団体の名称
一般社団法人日本投資顧問業協会
苦情の解決の申出先
一般社団法人日本投資顧問業協会 事務局苦情相談室(個人情報担当)(<http://www.jiaa.or.jp/privacy/authorization.html>)
電話(03-3663-0505)

(5) 個人情報の保護に関する基本方針の見直しと改訂

当社は、この基本方針の内容を随時見直し、関係法令等の改正または情報技術環境の変化等の状況に応じて改訂することがあります。改訂後の基本方針はホームページ上に掲載する方法で公表します。

6. 個人情報等の取扱いの委託について

当社は、事業及び「2. 個人情報等の利用目的について」に掲げる利用目的を達成するために必要な範囲内において、当社が信頼できると判断した事務委託業者へ業務を委託することがあります。

当該事務委託業者については、個別に守秘義務契約、機密保持契約を結び、実際の業務の遂行について、必要かつ適切な監督を行います。

なお、当社が個人情報等の取扱いの委託を行っている業務には、以下のような業務があります。

- お客様にお送りするための書面の印刷もしくは発送業務
- 法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務
- 情報システムの運用・保守に関する業務
- お客様の口座開設、口座管理に係る事務処理や書類等の保管業務
- 金融商品仲介業務の委託
- 業務に関する帳簿書類を保管する業務

7. 継続的改善について

当社は、お客様の個人情報等の適正な取扱いを図るため、この個人情報の保護に関する基本方針を適宜見直し、継続的な改善に努めます。

平成 17 年 4 月 1 日公表
平成 22 年 2 月 1 日更新
平成 23 年 5 月 30 日更新
平成 24 年 4 月 28 日更新
平成 24 年 7 月 17 日更新
平成 24 年 10 月 15 日更新
平成 26 年 9 月 5 日更新
平成 27 年 10 月 5 日更新

保有個人データの開示等の求めに応じる手続について

保有個人データにより識別されるご本人は、保有個人データに関し、開示等の求めをすることができます。当社は、次の方法により、開示等の求めを受け付けます。

1.開示等の求め

開示等の求めとは、保有個人データに関する次のいずれかの請求をいいます。

- ①利用目的の通知
- ②開示
- ③内容の訂正、追加または削除
- ④利用の停止または消去
- ⑤第三者への提供の停止

2.申出先及び申出の方式

開示等の求めは、当社所定の申請書類をご提出いただくことにより受け付けます。開示等の求めをご希望の場合は、上記1の①から⑤のうちいずれの請求かご指定のうえ、個人情報取扱窓口にお申し出ください。当社所定の申請書類をお送りしますので、開示等の求めの対象となる保有個人データ(氏名、住所、生年月日、口座番号、取引の履歴、預り資産残高等)を特定するほか、所要事項をご記入のうえ、所定の本人確認書類等を添えて個人情報取扱窓口宛てにご返送ください。

3.本人確認の方法

開示等の求めに際しては、ご本人について当社所定の本人確認書類をご提出いただきます。開示等の求めを代理人(未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人が委任した任意代理人)によって行う場合には、あわせて代理人の本人確認書類及び当社所定の委任状その他の代理権を確認するための書類もご提出いただきます。

なお、本人確認のため、必要に応じて電話等によりご本人に確認することもあります。

4.手数料

開示等の求めが上記1の①(利用目的の通知)または②(開示)の場合は、その受付に当たり、当社所定の手数料をお支払いいただきます。

5.回答の方法

開示等の求めに対する回答は、原則として書面の交付により行いますが、ご本人または代理人の同意に基づいて電子メール、電話その他の方法により行うこともあります。

代理人による請求の場合には、直接ご本人に対して回答することがあります。

回答までに相当の期間を要する場合や開示等の求めの一部ないし全部について応じられない場合もありますので、ご了承ください。

なお、個人番号の保有の有無について開示のお申出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。また、ご本人からの要請に基づき個人番号を開示する場合には、追跡機能付き郵便等で送付いたします。

6.手続の詳細について

申出の方式、本人確認の方法、手数料の額及びお支払方法その他この手続の詳細については、お送りする申請書類をご覧ください。個人情報取扱窓口にお問合せください。

平成 17 年 4 月 1 日公表

平成 22 年 2 月 1 日更新

平成 27 年 10 月 5 日更新

反社会的勢力に対する基本方針

反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然として対応するために、以下の基本方針を定めます。

1 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然たる態度で対応します。

2 外部専門機関との連携

警察、暴力追放運動推進センター、弁護士及び日本証券業協会証券保安対策支援センター等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持ちません。

4 民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求を拒絶し、民事および刑事の両面から法的対応を行います。

5 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引および反社会的勢力への資金提供を一切行いません。

以上
(平成 22 年 6 月 17 日制定)
(平成 24 年 4 月 25 日改定)

お客様に交付する書面等の電磁的方法による交付に係る取扱規定 (マネックス FX(店頭外国為替証拠金取引))

本規定は、当社が、店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)口座(以下「マネックスFX口座」といいます。)において、第2条で規定する書面(以下「対象書面」といいます。)について、書面の交付に代えて、対象書面に記載すべき事項(以下「記載事項」といいます。)を電子情報処理組織(当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下も同様とします。)を使用する方法(以下「電磁的方法」といいます。)のうち、第1条で規定する電子交付によりお客様に提供する場合における交付方法等について定めるものです。「マネックスFX口座」のご利用は対象書面の電子交付にご承諾いただくことを条件としており、口座開設時に、本規定の内容をご理解いただいたうえで、電子交付の承諾を行っていただくものとします。当社においては、本規定に従って電子交付を取扱うものとします。

第1条(電子交付)

電子交付とは、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当社ホームページ上のお客様ページ(口座番号、パスワード入力後に掲載されるお客様の特定のページをいいます。以下も同様とします。)に記載事項を記録し、お客様による閲覧を可能とすることを以って書面交付に代える交付方法をいいます。

2 前項の定めにかかわらず、当社の都合により、又は、お客様の使用に係るコンピューター、電気通信回線の故障その他やむをえない事情がある場合はお客様の申出により、電子メール又はファックス送信により対象書面を交付することができるものとします。

第2条(対象書面)

対象書面とは、電子交付の対象となる書面のうち、次の各号に掲げるものとします。

- ①取引報告書及び取引引残高報告書兼入金確認書
- ②契約締結前交付書面
- ③確認書
- ④その他当社が定め、当社ホームページ上に掲げるもの

第3条(当社の都合による対象書面の書面交付)

当社は、対象書面の書面による交付は原則行いません。したがって、書面で保管される必要がある場合、お客様ご自身で印刷していただきます。ただし、当社の都合により、対象書面を電子交付によらず、書面で交付させていただく場合があります。その場合、電子交付は行われません。

第4条(対象書面の閲覧方法)

第1条に定める電子交付のうち、対象書面の記載事項をPDFファイルでご覧いただく場合には、お客様に、あらかじめPDF閲覧ソフトの最新バージョンを使用することに同意していただきます。PDF閲覧ソフトはインターネットでダウンロードできます。

第5条(電子交付の契約期間)

電子交付の契約期間は、原則として、「マネックスFX口座」が開設された日から「マネックスFX口座」が解約又は廃止された日とします。

第6条(電子交付の記録日)

電子交付により対象書面をお客様ページに記録する日(以下「記録日」といいます。)は、対象書面ごとに異なります。各対象書面の記録日は、当社ホームページ上に表示するところによります。

第7条(対象書面の閲覧方法)

対象書面の記載事項は、契約締結前交付書面については当社ホームページ上で、その他の書面についてはお客様ページで5年間、閲覧することができ、印刷することができます。ただし、法令の定めるところにより、電子メールその他所定の方法を用いて記載事項を送付する方法による場合はこの限りではありません。

第8条(電子交付の内容等の変更)

当社は、対象書面、対象書面の交付方法、記録日など、電子交付の内容その他本規定の内容について、電子交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社ホームページ上に掲載し又は電子メールで通知し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、変更を行うことができるものとします。

第9条(お客様による電子交付の終了)

「マネックスFX口座」は電子交付の利用を条件とするため、お客様が電子交付を希望されなくなった場合は、「マネックスFX口座」の解約手続きを行っていただきます。その際、電子交付契約は当社が「マネックスFX口座」の解約手続きを完了した時点をもって終了するものとします。なお、電子交付により記載事項を提供させていただいた対象書面は、電子交付を終了した場合であっても、さかのぼって書面で交付することはいたしません。

第10条(当社都合による電子交付の一時停止)

法令の変更、監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合、当社は、一旦電子交付を停止し、対象書面(場合によっては、既に電子交付されたものも含みます。)を書面で交付することがあります。

第11条(解除)

電子交付は、次の各号に該当する場合には、解除されるものとします。

- ①「マネックスFX口座」が解約又は廃止された場合。
 - ②やむを得ない事由により当社が電子交付サービスの解除を申し出た場合
 - ③当社が電子交付サービスを終了した場合
- 2 前項により電子交付が解除された場合、対象書面に記載すべき事項を全て消去することができるものとします。当社が消去の措置をとった場合、お客様は記載事項を閲覧することができなくなります。
- 3 本条により電子交付が解除された後も、当社は、対象書面を閲覧できる期間を設けることができるものとします。

第12条(免責)

当社は、次に掲げる事由により生じるお客様の損害については、免責されるものとします。

- ①通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害、瑕疵又はこれらを通じた情報伝達システム等の障害、瑕疵等により対象書面の電子交付サービスを利用できなくなったことにより生じた損害

②天変地異、政変、同盟罷業等の不可抗力、その他当社の責めに帰することができない事由により対象書面の電子交付サービスの提供が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害

以上

(平成 28 年 12 月)
MFX-DT3.0